

郵送による消防用設備等の点検報告

事業者等が消防署の窓口まで来訪し、報告書を提出することに伴う負担削減を図る観点から、消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（以下「点検結果報告書」という。）を郵送により届け出ることを可能としています。

【郵送による報告の方法】

1 送付書類等

（1）点検結果報告書（正本）

- ※ 届出者の記載漏れや必要書類の添付漏れ等がないように確認をしてください。
- ※ 点検結果報告書の内容について確認するため消防署から連絡する場合がありますので、点検結果報告書別記様式第1の電話番号欄には、報告に関して対応可能な方の連絡先を記入してください。

（2）点検結果報告書（副本）

- ※ 正本と同じ内容が記載されていることを確認してください。

（3）副本返信用封筒

- ※ 消防署による受付印を押印した点検結果報告書の返信に必要です。
- ※ 副本の重さや大きさに応じた返信に必要な料金分の切手を貼付してください。封筒の大きさ、重さによって料金が異なりますのでご注意ください。
- ※ 予め宛名をご記入ください。

2 返信時期

受付後、概ね1～2週間程度で返信します。

- ※ 郵送件数の多寡により、返信時期が遅れることがあります。

【留意事項】

1 郵送による報告は、持参による報告と比べると、不明な点をその場で確認できないため、受付や返送の手続きに時間を要する場合がありますので、発送は余裕を持って行ってください。

2 郵送方法については任意ですが、消防署に郵送物が届かない場合、消防署では責任を負いかねますのでご了承ください。郵送事故等による書類の紛失を防止するため、簡易書留等の配達記録が残る方法で行っていただくことを推奨します。

3 点検結果報告書に記載漏れや添付漏れがある場合は、必要な要件を具備するよう求めるとともに、改めて送付するか、直接報告に来るように指導する場合があります。

また、返信用封筒がない場合や必要な料金分の切手が貼付されていない場合は、返信ができません。これらに該当する場合は、改めて返信用の封筒を郵送していただくか、受付窓口へお越しいただく等の対応が必要となりますので、以下の事項を改めて確認してください。

(1) 点検結果報告書に記載漏れはないですか。

※ 以下の内容は特に注意してください。

- ・届出日（投函日）
- ・届出者の押印
- ・防火管理者欄（防火管理者が選任されている場合に限る。）及び立会者欄（点検に立ち会った者がいる場合に限る。）

(2) 点検結果報告書に必要な書類の添付漏れはないですか。

※ 下記点検票は特に注意してください。

- ・点検票別記様式第23（非常電源専用受電設備）
- ・点検票別記様式第26（配線）

(3) 副本は、正本と同じ内容のものを用意していますか。

(4) 副本の返信用封筒に副本の重さや大きさに応じた必要な料金分の切手を貼り、宛名を記載していますか。

※ 宛名は、副本を返信するために必須です。

※ 無記入、誤記入等が無いよう、今一度確認して下さい。

【報告様式等】

総務省消防庁：<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/post-1.html>

【報告先】

各消防署の管轄区域により、送付先が異なりますので、ご注意ください。

○枚方消防署長

〒 573-0027 大阪府枚方市大垣内町2丁目10番22号

TEL 072-852-9933

※ 管轄区域：枚方市の以下の区域

朝日丘町、天之川町、伊加賀北町、伊加賀寿町、伊加賀栄町、伊加賀西町、伊加賀東町、伊加賀本町、伊加賀緑町、伊加賀南町、池之宮1～4丁目、磯島北町、磯島茶屋町、磯島南町、磯島元町、印田町、上野1～3丁目、大垣内町1～3丁目、岡本町、岡東町、岡南町、岡山手町、小倉町、小倉東町、甲斐田新町、甲斐田東町、片鉾東町、片鉾本町、甲斐田町、川原町、菊丘町、菊丘南町、北片鉾町、北中振1～4丁目、禁野本町1～2丁目、車塚1～2丁目、高田1～2丁目、交北1～4丁目、香里ヶ丘1～12丁目、香里園町、香里園桜木町、香里園東之町、香里園山之手町、黄金野1～2丁目、御殿山町、御殿山南町、桜町、桜丘町、釈尊寺町、新之栄町、新町1～2丁目、翠香園町、須山町、高塚町、田口1～5丁目、田宮本町、堤町、出口1～6丁目、出屋敷西町1～2丁目、出屋敷元町1～2丁目、藤田町、堂山1～3丁目、堂山東町、中宮大池1～4丁目、中宮北町、中宮西之町、中宮東之町、中宮本町、中宮山戸町、渚内野1～4丁目、渚栄町、渚西1～3丁目、渚東町、渚本町、渚南町、渚元町、茄子作北町、茄子作東町、茄子作南町、茄子作1～5丁目、西禁野1～2丁目、西田宮町、西牧野1～4丁目、走谷1～2丁

目、東香里新町、東香里南町、東香里元町、東香里1～3丁目、東田宮1～2丁目、東藤田町、東中振1～2丁目、枚方上之町、枚方公園町、枚方元町、星丘1～4丁目、牧野阪1丁目、松丘町、三矢町、南中振1～3丁目、都丘町、宮之阪1～5丁目、宮之下町、村野高見台、村野西町、村野東町、村野本町、村野南町、三栗1～2丁目、山之上北町、山之上西町、山之上東町、山之上1～5丁目

○枚方東消防署長

〒 573-0121 大阪府枚方市津田北町2丁目23番3号

TEL 072-852-9999

※ 管轄区域：枚方市の以下の区域

宇山町、宇山東町、大峰北町1～2丁目、大峰東町、大峰南町、大峰元町1～2丁目、春日北町1～5丁目、春日西町1～4丁目、春日野1～2丁目、春日東町1～2丁目、春日元町1～2丁目、上島町、上島東町、北楠葉町、北船橋町、北山1丁目、楠葉朝日1～3丁目、楠葉丘1～2丁目、楠葉中之芝1～2丁目、楠葉中町、楠葉並木1～2丁目、楠葉野田1～3丁目、楠葉花園町、楠葉面取町1～2丁目、楠葉美咲1～3丁目、高野道1～2丁目、招提大谷1～3丁目、招提北町1～3丁目、招提田近1～3丁目、招提中町1～3丁目、招提東町1～3丁目、招提平野町、招提南町1～3丁目、招提元町1～4丁目、杉1～4丁目、杉北町1丁目、杉賣谷1丁目、杉山手1～3丁目、宗谷1～2丁目、尊延寺1～6丁目、田口山1～3丁目、津田駅前1～2丁目、津田北町1～3丁目、津田西町1～3丁目、津田東町1～3丁目、津田南町1～2丁目、津田元町1～4丁目、津田山手1～2丁目、長尾荒阪1～2丁目、長尾家具町1～5丁目、長尾北町1～3丁目、長尾台1～4丁目、長尾谷町1～3丁目、長尾峠町、長尾播磨谷1丁目、長尾東町1～3丁目、長尾西町1～3丁目、長尾元町1～7丁目、長尾宮前1～2丁目、西招提町、西船橋1～2丁目、野村北町、野村中町、野村南町、野村元町、東船橋1～2丁目、東牧野町、東山1～2丁目、樋之上町、氷室台1丁目、藤阪北町、藤阪天神町、藤阪中町、藤阪西町、藤阪東町1～4丁目、藤阪南町1～3丁目、藤阪元町1～3丁目、船橋本町1～2丁目、穂谷1～4丁目、牧野北町、牧野阪2～3丁目、牧野下島町、牧野本町1～2丁目、町楠葉1～2丁目、南楠葉1～2丁目、南船橋1～2丁目、養父丘1～2丁目、養父西町、養父東町、養父元町、山田池北町、山田池公園、山田池東町、山田池南町、王仁公園、大字杉、大字尊延寺、大字津田、大字穂谷

○寝屋川消防署長

〒572-0039 大阪府寝屋川市池田 2 丁目11番73号

TEL 072-852-9966

※ 管轄区域：寝屋川市の全域